

YUBISUI NEWS

2016

No.89

税務コーナー

住宅購入の際の負担軽減政策について

労務コーナー

育児・介護休業法改正について

公益コーナー

社会福祉法改正のポイント

登記コーナー

商業登記規則改正について



延命寺（大阪府河内長野市）の蓮池ともみじ



ゆびすいグループ

信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

税務コーナー

住宅購入の際の負担軽減政策について

..... 長谷川 尚 紀 2

労務コーナー

育児・介護休業法改正について

..... 山 本 裕 貴 5

公益コーナー

社会福祉法改正のポイント

..... 門 原 慎 也 7

登記コーナー

商業登記規則改正について

..... 川 内 潤 一 9

システム開発室紹介

..... 11

～お知らせ～

**「2日でマスター保育園会計」を
富士ソフト アキバプラザにて開催いたします！**

「2日でマスター保育園会計」を今年度は東京で開催することが決定いたしましたので、お知らせいたします。

日 時**11月24日（木）14時～17時（受付13時30分～）****11月25日（金）10時～16時（昼食付）**

※両日共に研修終了後、個別相談会を実施いたします。

費 用**研修会費 お一人様 3万円（昼食付・消費税込み）**

※宿泊が必要な場合は、各自ご手配ください。

申込方法

● FAX の場合

HP にて申込書をダウンロードのうえ

FAX：03-5215-1531 に送ってください。

● ホームページの場合

<http://www.yubisui.co.jp/seminar/> の

申込フォームからお申込みください。

住宅購入の際の負担軽減政策について

ゆびすいグループ 公認会計士・税理士 長谷川 尚 紀

住宅購入を支援する3つの制度

商品やサービスを購入する際にかかる消費税の税率が、平成31年(2019年)10月から、現在の8%から10%に引き上げられる予定です。では、個人の買い物として代表的な高額商品といえる、住宅についてはどうでしょうか。

住宅の取引については、消費税は土地価格にはかかりませんが、個人間売買による中古住宅を除き、建物価格にはかかります。

価格が何千万円にもなれば、税率2%の差は、数十万円から場合によっては100万円を超えることもあるでしょう。そうした負担増を避けるため、住宅購入を考えている人の中には、「消費税率が上がる前に」と購入を急ぐ人がいるかもしれません。ですが、慌てて決める必要はありません。

住宅購入の負担を軽減するための

- 1)「すまい給付金」
- 2)「住宅ローン減税」
- 3)「贈与税の非課税措置」

などの国の施策が、平成31年6月(平成33年12月までに延長予定)まで利用できます。これらを使えば、消費税率引上げ後の負担増を減らすことができます。場合によっては、5%時と大差ない程度まで負担増を抑えられることもありえます。

これらの負担軽減策の利用も含めて検討し、自分や家族が十分に納得できる物件を選んでいただければと思います。

1)「すまい給付金」

次ページで紹介する住宅ローン減税とともに、消費税率引上げによる負担増を緩和するために設けられているのが、「すまい給付金」です。

すまい給付金は、自分が住む住宅を取得した人に対して現金が支払われる制度です。新築住宅や中古住宅(個人間売買を除く)を取得する場合に、各々の要件を満たせば住宅ローンを利用する場合も現金で取得する場合も対象となります。

すまい給付金は、取得した住宅の持分をもつ人それぞれが受け取ることができます。例えば、夫と妻がそれぞれ持分割合を決めて住宅の所有者となっている場合は、夫も妻も給付金を受け取ることができます。

給付額は、「給付基礎額」に「持分割合」をかけた額になります。給付基礎額は、都道府県民税の所得割額によって決定され、収入が少ない人ほど高く設定されています。

<給付基礎額>

消費税率8%の場合		
収入額の目安	都道府県税の所得割額※	給付基礎額
425万円以下	6.89万円以下	30万円
425万円超475万円以下	6.89万円超8.39万円以下	20万円
475万円超510万円以下	8.39万円超9.38万円以下	10万円

消費税率10%の場合		
収入額の目安	都道府県税の所得割額※	給付基礎額
450万円以下	7.60万円以下	50万円
450万円超525万円以下	7.60万円超9.79万円以下	40万円
525万円超600万円以下	9.79万円超11.90万円以下	30万円
600万円超675万円以下	11.90万円超14.06万円以下	20万円
675万円超775万円以下	14.06万円超17.26万円以下	10万円

※神奈川県は他の都道府県と住民税の税率が異なるため、収入額の目安は同じですが、所得割額がこの表の額と異なります。

<主な適用要件>

適用要件は、新築住宅と中古住宅で異なりますが、今回は新築住宅の場合の要件を説明します。

新築住宅の要件としては、

- ・その者が主として居住の用に供する家屋であること
- ・床面積が50㎡以上であること
- ・工事中の検査により品質が確認された次のいずれかの住宅

1. 住宅瑕疵担保責任保険に加入

2. 建設住宅性能表示制度を利用

などがあります。

<適用を受けるための手続き>

すまい給付金を受けるためには、事務局に申請する必要があります。持分をもつ人ごとに専用の申請書類に必要事項を記入し、添付書類をそろえて、郵送または全国の専用窓口申請します。

<適用期間>

申請期限は住宅の引渡しから1年3か月以内です。

2)「住宅ローン減税」

住宅ローン減税は、住宅の新築・取得、リフォームなどのために住宅ローンを借りた人について、10年の間、年末のローン残高の1%が所得税から控除される制度です。平成31年(2019年)6月末(平成33年12月まで延長予定)までは、消費税率8%または10%の適用を受けて住宅を取得等した方については、控除の対象となる借入額の上限が従来の2,000万円から4,000万円に引き上げられており、それにより所得税からの控除額の上限は10年間で400万円になっています。

また、住宅ローン減税による控除額をその年の所得税額から控除しきれない場合は、その差額分を翌年度の「住民税」から控除できます(上限額：年13.65万円)。

例えば、1年目の年末ローン残高が3,000万円の場合、所得税の控除額は30万円となりますが、その年の所得税が25万円の場合は、差額の5万円を翌年の住民税から控除することができます。

＜主な適用要件＞

- その者が主として居住の用に供する家屋であること
- 住宅の引き渡し又は、工事完了から6か月以内に居住の用に供すること
- 床面積が50㎡以上であること
- 借入金の償還期間が10年以上であること
- 年間合計所得が3,000万円以下であることなど

＜控除額など＞

取得する住宅が一般の住宅の場合

居住の用に供した年	控除期間	各年の控除額の計算(控除限度額)
平成25年1月1日から 平成26年3月31日まで	10年	1～10年目 年末残高等×1% (20万円)
平成26年4月1日から 平成33年12月31日まで	10年	1～10年目 年末残高等×1% (40万円) (注)上記の控除限度額は、住宅の取得等が特定取得に該当する場合であり、それ以外の場合の控除限度額は20万円である。

・取得する住宅が長期優良住宅又は低炭素住宅の場合

居住の用に供した年	控除期間	各年の控除額の計算(控除限度額)
平成25年1月1日から 平成26年3月31日まで	10年	1～10年目 年末残高等×1% (30万円)
平成26年4月1日から 平成33年12月31日まで	10年	1～10年目 年末残高等×1% (50万円) (注)上記の控除限度額は、住宅の取得等が特定取得に該当する場合であり、それ以外の場合の控除限度額は30万円である。

＜適用を受けるための手続き＞

確定申告の際、以下の書類またはその写しを税務署に提出する必要があります。

ここでは、認定住宅の新築等の場合について説明します。

- 特別控除額の計算明細書
- 借入金の残高証明書
- 登記事項証明書、請負契約書、売買契約書(家屋の新築又は所得年月日、家屋の新築工事の請負代金又は取得対価の額、家屋の床面積が50㎡以上であることを明らかにする書類。)
- 給与等の源泉徴収票(給与所得者の場合)

- 長期優良住宅認定通知書又は、低炭素建築物新築等計画認定通知書
- 住宅用家屋証明書

＜適用期間＞

平成31年6月(平成33年12月まで延長予定)までに、消費税率8%または10%の適用を受けて住宅を取得等した場合

3)「贈与税非課税措置」

父母や祖父母などの親族から年間110万円を超える贈与を受ける場合、贈与税がかかりますが、住宅の新築・取得、リフォームなど

＜非課税枠＞

契約年	消費税10%で住宅を取得等する人	その他の人(※1)
平成28年(2016年)1月～ 平成31年(2019年)3月	—	700万円 (1,200万円 ※2)
平成31年(2019年)4月～ 平成32年(2020年)3月	2,500万円 (3,000万円 ※2)	700万円 (1,200万円 ※2)
平成32年(2020年)4月～ 平成33年(2021年)3月	1,000万円 (1,500万円 ※2)	500万円 (1,000万円 ※2)
平成33年(2021年)4月～ 平成33年(2021年)12月	700万円 (1,200万円 ※2)	300万円 (800万円 ※2)

※1：消費税率8%の適用を受けて住宅取得等した人、個人間売買により中古住宅を取得した人など

※2：一定の耐震性、省エネ性能またはバリアフリー性能などを満たす「質の高い住宅」

を目的とした贈与の場合は、「贈与税非課税措置」を利用して税金の支払いを減らすことができます。

これは住宅取得などのために父母や祖父母などの直系尊属から贈与を受けた場合を対象に、平成31年6月(平成33年12月まで延長予定)まで、一定額までの贈与税が非課税になる措置です。

＜適用を受けるための手続き＞

贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、非課税の特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書に以下の書類を添付して、納税地の所轄税務署に提出する必要があります。

- ・計算明細書
- ・戸籍謄本
- ・住民票の写し
- ・登記事項証明書
- ・新築や取得の契約書の写しなど

＜主な適用要件＞

- ・自らが居住するための住宅であること
- ・贈与を受けた年の1月1日において、20歳以上で、日本国内に

住所があること

- ・贈与者が父母・祖父母などの直系尊属であること
- ・贈与年の翌年3月15日までに住宅の新築、取得または増改築をすること
- ・贈与年の合計所得金額が2,000万円以下であること
- ・床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下であること

＜適用期間＞

この贈与税非課税措置は平成31年6月30日(平成33年12月まで延長予定)までに住宅の契約がされた場合に限られます。

4) その他の支援政策について

住宅ローン減税やすまい給付金などのほかにも、一定の要件に応じて税金の控除が認められる様々な税制特例があります。

例えば、住宅の購入に際して自己資金だけで十分な資金を確保できるなど、住宅ローンを利用しない場合は住宅ローン減税の対象になりませんが、そのような場合でも、購入する住宅が長期優良住宅や低

炭素建築物である場合は、65万円を上限として標準的な費用の10%が所得税から控除されます(長期優良住宅に係る特例、低炭素建築物(認定低炭素住宅)に係る特例)。

また、耐震・省エネ・バリアフリー・三世代同居のために住宅をリフォームした場合にも、それぞれのリフォーム内容に応じて所得税の特例措置が講じられています。

これらの措置も平成31年6月30日(平成33年12月まで延長予定)が適用期限になっています。

※平成28年8月24日の閣議決定の情報をもとに記載しております。

育児・介護休業法改正について

ゆびすいグループ 社会保険労務士 山本 裕貴

はじめに

昨今、テレビや新聞等で頻繁に目にするようになった育児・介護休業制度ですが、平成29年1月から、法改正が予定されています。

今回の法改正により、今までの育児・介護休業制度より、更に労働者にとって使い勝手の良いものとなっています。それに伴い、「育児・介護休業規程」の変更も必要になりますので、平成29年までに規程、労使協定の見直しが必要となります。

育児・介護休業制度とは

育児・介護休業制度とは、育児、または介護を行うために仕事を休まなければならない際に、その間の生活保障を国が行い、休業中の不安を解消する制度です。

また、職場復帰後においても、所定労働時間を短縮する制度、時間外労働を制限する制度等、育児や介護を行う労働者にとって仕事との両立がしやすい制度が定められています。

法改正の内容

今回の法改正での主な変更点は、以下となっています。

1. 育児休業

①対象となる子の拡大

②有期契約労働者の休業取得要件の緩和

2. 子の看護休暇、介護休暇

①取得単位の柔軟化

②労使協定による適用除外追加

3. 介護休業

①分割取得

②対象家族の範囲拡大

4. 介護の為の労働時間制限

①所定外労働の制限

②所定労働時間の短縮等の措置

1. 育児休業

①対象となる子の範囲の拡大

現：法律上の子（養子含む）



新：上記に加え、特別養子縁組^{*1}の監護期間中の子、養子縁組里親^{*2}に委託されている子を含むように拡大

現行の法律では、実子と養子縁組が成立した子のみ育児休業の対象となっていました。今後は養子の枠組みが大きくなっています。現代社会の多様な家族形態に対応できるよう、法改正が行われました。なお、育児休業給付金の対象も法改正に併せて範囲が大きくなっています。

※1 特別養子縁組とは

家庭裁判所の審判により成立する養子縁組。普通養子縁組との大きな違いは、普通養子縁組の場合、実親と養親の2組の親を持つことになりますが、特別養子縁組は実親との関係は絶たれ、養親との関係のみとなります。

※2 養子縁組里親とは

将来的に養子縁組となり養親となることを希望する里親。養子縁組をするためには親と子の信頼関係を築く必要があるため、一定の期間が置かれています。

②有期契約労働者の休業取得要件の緩和

現：(1)引き続き雇用された期間が1年以上あること
(2)子が1歳に到達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること
(3)子が2歳に達するまでの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかでないこと



新：(1)引き続き雇用された期間が1年以上あること
(2)子が1歳6カ月到達するまでの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては更新後のもの）が満了することが明らかでないこと

現行では3要件あったものが、改正後は2要件に緩和されます。大きな違いとしては、子が2歳になる前々日まで雇用関係が終了することが明らかな者であれば育児休業を取得することができませんでしたが、改正後はその期間が1歳6カ月となっています。比較的不安定な非正規労働者に対して育児休業の対象範囲を広げた改正であると言えます。

2. 子の看護休暇、介護休暇

①取得単位の柔軟化

現：1日単位での取得



新：半日単位の取得が可能に

改正前は1日単位の取得しか認められていなかった為、午前中に病院等に連れていき、午後から仕事をするといったことができず、1日休まざるを得ない制度でした。改正後は半日単位で取得ができる為、病院等の後に仕事をしてもらえる等、労働者側にとっても使用者側にとっても運用のしやすい改正であると言えます。

ただし、1日の労働時間が4時間以下の労働者に対しては半日で与えることができませんので注意が必要です。

②労使協定*による適用除外追加

現：(1)雇用期間が6カ月未満の労働者
(2)1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

↓(追加)

新：(3)業務の性質または業務の実施体制に照らして、1日未満の単位で休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者(1日未満の単位で休暇を取得しようとする者に限る)

※労使協定を結ぶことにより、子の看護休暇、介護休暇等を与えない労働者を定めることができます。

改正にある(1日未満の単位で休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者)とは、例として「航空機の客室乗務員等の業務」や「流れ作業や交替制勤務による製造業務で、短時間勤務の者を勤務体制に組み込むことが困難な業務」が指針で示されています。

3. 介護休業

①分割取得

現：対象家族1人につき「一の要介護状態」ごとに1回、通算して93日まで取得可能

↓

新：対象家族1人につき、「同一の要介護状態であっても」3回を上限として、通算して93日まで取得可能

改正前は1回の要介護状態につき、1度しか介護休業を取得することができなかった為、状態が良くなり介護休業を終了してしまうと、再度状態が悪化したときに介護休業を取得することができませんでした。改正後は分割できるため、柔軟に介護休業を取得できるようになっています。

また、改正前は介護休業の93日の範囲内に所定労働時間の短縮措置が講じられた日もカウントされていましたが、改正後は介護休業を取得した日のみでカウントすることとなっています。具体的には、所定労働時間の短縮措置は利用開始から3年間で2回以上の利用が可能となっています。

以上のように、介護休業が有効に使用できるよう、改正されます。

②対象家族の範囲拡大

現：(1)配偶者、子、父母、配偶者の父母
(2)同居かつ扶養している孫、祖父母、兄弟姉妹

↓

新：配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

改正後は祖父母等の同居、扶養要件が無くなりました。従って、別居している祖父母を介護する時にも介護休業が取得できるようになります。

4. 介護の為の労働時間制限

現：なし

↓

新：要介護状態にある対象家族を介護するために請求した場合には、原則として所定外労働をさせてはならない

現在は3歳未満の子を養育する労働者が請求した場合にのみ所定外労働の制限が規定されていましたが、介護をする労働者も請求ができるようになりました。対象の介護を行う労働者から請求された場合は、時間外労働をさせることができません。

さいごに

人材不足が叫ばれている昨今、1から教育する必要のない休業からの復帰社員は貴重な人材となります。育児・介護休業規程をしっかりと規定しておくことにより、社員の休業中の不安を解消し、復帰しやすい環境を作っておきましょう。

※平成28年6月末時点の情報を元に記載しております。

社会福祉法改正のポイント

ゆびすいグループ 公益法人アドバイザー 門原 慎也

I. はじめに

社会福祉法改正法案が成立し、公布されました。一部は平成28年4月1日から施行されていますが、大部分は平成29年4月1日に施行されます。ここでは、平成28年度中に準備すべき内容についてご説明します。

II. 改正内容

この改正は公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対して説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底することを目的としています。近年一部の法人の不適切な運営が取りざたされていることなどが背景にあります。

III. 平成28年度中に行う作業

平成28年に行う主な作業として、1. 評議員の選定と定款変更が必要になります。また、2. 財務規律の強化に伴う社会福祉充実残額の算定も必要になってきます。

1. 評議員

現在、評議員を設定している法人でも、新たに新制度に対応した評議員を選び直す必要があります。

(1) 選定方法

社会福祉法人の適正な運営に必要な見識を有する者から、定款の定めるところにより、選任する。

(2) 定数

定款に定めた理事定数を超える数。理事が6名の場合は、評議員7名以上ということになります。

ただし、平成27年度決算におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人については、最初の3年間は4名。評議員には人事権等の権限が与えられるため、少人数におけるリスクも検討する必要があります。

(3) 評議員に選任できる人

- 社会福祉事業や学校などその他の公益的な事業の経営者
- 社会福祉に関する学識経験者（大学教授等）
- 社会福祉に関与した経験がある弁護士・税理士等
- 地域の福祉関係者（民生委員・児童委員等）
- 社会福祉法人職員 OB（退職後1年程度経過したもの）
- 地域の経済団体が適切な者として推薦する者（商工会など）

FAQでは、「適切な手続きにより選任されているものであれば、評議員となることが可能である。」とありますので、民生委員等の資格が必ず必要ということではありません。

(4) 評議員になれない者

- 役員又は当該社会福祉法人の職員
- 法人
- 成年被後見人又は被保佐人
- 生活保護法等に違反し刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 解散命令を受けた社会福祉法人の解散当時の役員

(5) 親族制限

- 各評議員の配偶者又は3親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれてはいけません。
- 各役員の配偶者又は3親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は含まれてはいけません。

(6) 任期

選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。ただし、定款で定めれば、6年以内に終了する会計年度まで伸長可能。この改正に伴う最初の任期は、平成29年4月1日から平成33年定時評議員会終結のときまでとなります。この場合も伸長する場合は、慎重に検討する必要があります。

(7) 権限

- ① 理事及び監事（並びに会計監査人）の選任又は解任
- ② 理事及び監事の報酬等の額
- ③ 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- ④ 計算書類の承認
- ⑤ 定款変更
- ⑥ 残余財産の処分
- ⑦ 基本財産の処分
- ⑧ 社会福祉充実計画の承認
- ⑨ その他法令又は定款で追加された事項

(8) 選任方法

法律上、評議員の選任方法は定款に定め、所轄庁の認可が必要とされています。従来のような理事会における選任はできなくなるため、

手順は以下のようなものが想定されます。

- ①現状の理事会における定款変更案の決定
- ↓
- ②所轄庁による定款変更の認可
- ↓
- ③理事会による評議員選定委員の選任
- ↓
- ④理事会による評議員候補の推薦
- ↓
- ⑤ 選定委員会による決議

(9) 評議員選定委員

監事・役員等でない事務局員・外部委員の中から3名以上選ぶことが適当とされ、少なくとも1名は外部委員を選ぶ必要があります。

(10) 評議員選定手順の一例

- ①現在の理事・監事・評議員の中から要件を満たす監事を選ぶ
- ↓
- ②外せない理事を選ぶ
- ↓
- ③要件を満たす理事を選ぶ
- ↓
- ④残りのメンバーのうち、評議員の資格を満たす方を評議員とする
- ↓
- ⑤ 理事の欠員を補充する

新たに評議員会を設置する法人においては、更に追加の評議員を選定する必要があります。

(11) その他の留意事項

平成29年度以降、評議員会は、年1回決算承認の時期に開催しな

ければなりません。

理事会開催から2週間空ける必要がありますので、監事（並びに会計監査人）監査、理事会、評議員会の時期は従来通りとはいかないため、予め検討しておく必要があります。

2. 社会福祉充実残額の明確化

社会福祉法人が保有するすべての財産から事業承継に必要な最低限の財産の額を控除した残額を福祉サービスに再投下可能な財産額として位置づけることが適当とされました。

(1) 計算式

社会福祉充実額＝A－B（事業の継続に必要な額）

A 資産－負債－基本金－国庫補助金等特別積立金

B 事業の継続に必要な額

- ・社会福祉法に基づく事業に活用している土地・建物・設備等
- ・再生産に必要な財産（建替、大規模修繕に備えた自己資金）
- ・必要な運転資金（事業未収金、年間事業活動資金の1月分）
- ・負債等、重複部分の調整

(2) 社会福祉充実計画の作成

社会福祉充実残額がある場合には、社会福祉充実計画を作成し、6月末までに所轄庁の承認を受け、その後実施する必要があります。

(3) 社会福祉充実計画の内容

社会福祉充実計画とは、社会福祉充実残額を現在行う社会福祉事業・公益事業の充実又は新規に行う社会福祉事業・公益事業の実施

に充てる計画をいいます。

この計画の作成にあたっては、公認会計士等の財務に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴かれません。また、公益事業のうち地域公益事業の計画策定にあたっては、地域住民等の関係者の意見を聴く必要があります。

(4) 対応策

平成28年度中に決算見込みを作成し、社会福祉充実残額が残るか検討する必要があります。

社会福祉充実残額が残ると見込まれる場合の対応例

- ①設備投資や修繕その他の経費で、年度内に執行できるものがあれば直ちに執行することや計画を前倒して執行できるものがないか検討する。
- ②借入金を繰り上げ返済することで、残額を減らす効果がある可能性があります。
- ③賃貸している物件の購入も検討する。
- ④どうしても残額が生じてしまう場合は、早めに社会福祉充実計画の規模や実施内容について検討する。

IV. おわりに

この情報は9月末までに厚労省より公表されたものを元に作成していますが、更に詳しい内容は、10月以降に出されます。評議員等の選任、定款変更など、必要に応じて臨時理事会の開催も想定されますので、手順をしっかりと確認し、作業を始めて頂ければと思います。

商業登記規則改正について

ゆびすいグループ 登記事業部 川内 潤 一

今回は、商業登記規則の改正をテーマに書いてみたいと思います。

1. 役員の登記（取締役・監査役等の就任、代表取締役等の辞任）の申請をする場合の添付書類が変わりました。

（平成27年2月27日以降）

（1）株式会社の設立の登記又は役員（取締役、監査役等）の就任（再任を除く）の登記を申請するときには、「本人確認証明書」の添付が必要になりました。

「本人確認証明書」には・・・

- 運転免許証の両面コピー
- 住民票
- 印鑑証明書
- 戸籍の附票

などが使えます。

「本人確認証明書の住所氏名」と「就任承諾書に記載された住所氏名」とが一致している必要があり、架空の人物が登記されないようにするためです。

実務では運転免許証のコピーが圧倒的に多いです。

ただ、ときどき有効期限切れのコピーをいただき「はっ!？」となる事があるので有効期限には注意が必要です。

（2）代表取締役等（登記所に印鑑を提出した方）の辞任の登記を申請するときには、当該代表取締役等の「個人実印が押された辞任届」と「その印鑑証明書」を添付する

か、当該代表取締役等の「登記所届出印が押された辞任届」を添付する必要があります。

本人の知らない間に、辞任登記されないようにするためです。

確かに、自分では代表取締役だと思っていなくても、ふと登記簿を見たときに単なる取締役だったら、不思議な汗がでできそうですね。



2. 商業登記の役員欄に役員の婚姻前の氏も記録できるようになりました。

（平成27年2月27日以降）

昨今、女性の社会進出が進んだ結果、婚姻で氏を変更された女性がビジネス上では旧姓を継続使用される方も多く、その様な方は登記簿に婚姻前の氏を併記されるのだと思います。

また、商業登記法第1条には、「商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項を公示するための登記に関する制度について定めることにより、商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資することを目的とする。」とあります。

業務執行取締役が旧姓で業務執行されている場合、登記簿に旧姓を記載しておくことにより取引の安全等を担保する効力があるようにも思われます。

具体的には次のような記載になります。

取締役 甲野〇〇（乙原〇〇）

3. 「株主リスト」が登記の添付書類となります。

（平成28年10月1日以降）

（1）株主リストの添付は次の2つの場合に必要となります。

- ①登記すべき事項につき株主全員の同意（種類株主全員の同意）を要する場合
- ②登記すべき事項につき株主総会の決議（種類株主総会の決議）を要する場合

（2）株主リストの内容

- ①登記すべき事項につき株主全員の同意を要する場合、株主全員について次の4つの事項を記載した株主リスト
A) 株主の氏名又は名称
B) 住所
C) 株式数（種類株式発行会社は、種類株式の種類及び数）
D) 議決権数
- ②登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合、議決権数上位10名の株主又は議決権割合が3分の2に達するまでの株主のいずれか少ない

「システム開発室」のスタッフを紹介します！

ゆびすいグループの各事業部紹介の第11弾は、「システム開発室」です。

システム開発室は、公益法人会計システムの開発業務とサポート業務を行っており、5名のスタッフがおります。いつもお電話でお馴染みの声の主を紹介いたします。

システム開発室では、学校法人会計システムの「指吸まなびPlus」、社会福祉法人会計システムの「指吸なごみEx」、宗教法人会計システムの「指吸こころEx」の開発及びサポートをしております。

お客様にとって使いやすいシステムを構築するために、メンバー一同、日々研鑽に励んでおります。

サポートセンターでは、ソフトのインストールや操作に関する問題の解決等、お客様に安心してご利用いただけるように、万全のバックアップ体制を整えています

お困りのことがございましたら、電話又はメールにてお問い合わせください。

また、ソフト選びでお悩みのお客さまは、ホームページから体験版をダウンロードできますので、ご利用ください。

(ソフト紹介)

<http://www.yubisui.co.jp/accounting/>

